

大東文化大学公的研究費不正防止計画

平成28年3月2日改訂

大東文化大学

不正防止計画推進部署

(統括管理責任者、学務部)

1. 方針

大東文化大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定）を受け、「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」（平成27年1月28日施行）を改正し、同規程第26条に基づき「不正防止計画」を策定し、公表する。

第26条 不正防止計画推進部署は、公的研究費の不正を未然に防止するため、その要因等を把握・分析するとともに、具体的な不正防止計画を策定し、実施状況を確認する。

2 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者、学務部をもって構成する。

3 コンプライアンス推進責任者は、責任をもって不正防止計画を実施しなければならない。

4 最高管理責任者は、責任をもって不正防止計画の進捗管理に努めるとともに、不正が発生した場合は率先して対応しなければならない。

「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」第26条

なお、平成25年9月1日付の「大東文化大学公的研究費不正防止計画」の内容について引き続き実施するとともに、内部監査において指摘を受けた事項についても改善する。

2. 重点実施事項

	重点実施事項	実施を定めた規定類等
1	「誓約書」の提出を義務化 従来は研究代表者にのみ「確認書」（日本学術振興会様式）の提出を課していたが、本学では研究分担者の人数が代表者に匹敵し、研究費の割合も決して低くないため、今年度からは研究代表者・分担者にかかわらず誓約書（本学仕様）の提出を課す。 また、同じ誓約書の提出を公的研究費に携わるコンプライアンス推進責任者・副責任者、事務職員に対しても課すことにより、構成員全員に、公的研究費が税金等貴重な財源により賄われていることや、その使用に対して責任があることを十分に認識させている。 （平成27年1月） 〈研究者、事務職員に対して実施〉	「大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領」第4条
2	コンプライアンス教育の義務化 従来は学内説明会でコンプライアンスに関する教育を実施していたが、学内説明会に参加しない研究者は未受講のままになる恐れがあるため、今年度からは研究者が場所や時間を選ばずに受講できるよう CITI	「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」第9条

	<p>JAPANによるe-Learningを導入した。導入にあたっては、e-Learningの成績管理ツールを利用することにより、統括管理責任者が研究者の受講履歴、成績を把握できるようにしている。（平成27年1月）</p> <p>〈機関として実施〉</p>	
3	<p>研修会・説明会の実施</p> <p>従来は研究費の精算方法など事後処理を中心に解説を行っていたが、研究者の誤った認識による立替払いなどが行われ、結果精算ができないといったことが発生していたため、今年度からは不正使用や相談窓口の役割を中心に説明することにより、不正使用の予防につながる内容とするよう心がけている。また、学園のコンプライアンス研修の一環として、監査法人を招き研修会を実施する。（平成27年1月）</p> <p>〈機関として実施〉</p>	「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」第10条
4	<p>相談窓口の周知</p> <p>従来は質問や相談に自ら訪れる研究者のみに対応していたが、その他の研究者による誤った認識や事務処理の件数が減らない。そのため、今年度からは事務処理のミスが多く見受けられる研究者や内部監査で指摘された研究者に対し、事務職員から積極的にコンタクトをとることにより、事務処理ミスや不正使用等を未然に防いでいる。（平成27年1月）</p> <p>〈機関として実施〉</p>	「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」第11条
5	<p>科研費ハンドブック及び様式の配布</p> <p>従来は研究者自身にホームページからダウンロードする旨を繰り返し周知していたが、実際のダウンロード件数は増えず、古い様式の使いまわしや、それによるルール変更の周知が不十分な状況であった。今年度からはメール等で研究者個人へ確実に新しい様式を配布し、ルール変更（例：発注方法、検収方法等、謝金の精算方法）を確実に理解してもらう。（平成27年1月）</p> <p>〈機関として実施〉</p>	「大東文化大学科研費執行ハンドブック」
6	<p>リスクアプローチに基づいた内部監査の実施</p> <p>従来は無抽出による監査を中心としていたが、今年度からは監査室と十分な協議の上、リスク項目を洗い出し、リスクが見受けられる可能性がある研究者及び品目を中心に監査を実施する。又、次年度以降は監査マニュアルに基づいた監査が実施されるよう「監査マ</p>	「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」第27条

	<p>「ニューアル」を作成する。（平成 27 年 1 月）</p> <p>〈機関として実施〉</p>	
7	<p>事務発注による検収業務の効率化</p> <p>従来は物品・役務の検収を実施することのみに注力していたが、今年度からは事務職員による発注を増やすことで、研究者による検収の手間（学務課へパソコン等を持参する等）を減らす。（平成 27 年 1 月）</p> <p>あわせて、カラ検収（納品と見せかけた業者の持ち帰り）等、検収に関わる不正の予防策として、検収印とあわせて個人印を押印し、検収者を明確にする。</p> <p>（平成 28 年 1 月）</p> <p>〈機関として実施〉</p>	<p>「大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領」</p>
8	<p>発注者の責任と権限を明確化</p> <p>従来は金額の上限をもって教員の発注権限を定めていたが、ガイドラインで求められている換金性の高い物品の多くが研究者発注によるものであった。今年度からは金額の上限に加え、換金性の高い物品については金額にかかわらず事務による発注限定とした。また、研究者、事務職員それぞれの責任と権限を明確に定め、学内説明会で周知する。（平成 27 年 1 月）</p> <p>〈機関として実施〉</p>	<p>「大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領」</p>

3. 内部監査での指摘事項

	分類	指摘事項	改善対策
1	物品	当該年度に退職するにもかかわらず、年度末に換金性のある物品を購入した。（平成 26 年 9 月）	「大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領」第 9 条の改正 （平成 27 年 1 月 28 日改正済）
2	物品	学内のルールで認められていない金額の物品を、研究者が直接業者に発注していた。（平成 26 年 9 月）	「大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領」第 5 条を改正及び「大東文化大学科研費執行ハンドブック」の改正 （平成 27 年 1 月 28 日改正済）
3	物品	<p>購入物品の検収に際し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰が検収したかが不明である。 ・写真撮影での検収において、写真が不鮮明なものが散見された。 <p>（平成 27 年 9 月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検収印とともに個人印を押印する。 ・商品規格・個数が明確に判別できるような写真を依頼する。 <p>→「大東文化大学科研費執行ハンドブック」の改正</p>

4	旅費	学園規定の「宿泊証明書」がとれなかった場合の提出書類が統一されていない。(平成27年9月)	「宿泊証明書」がとれない場合の証憑は、宿泊先の名刺、パンフレットなど現地でしか入手できないものに統一する。 →「大東文化大学科研費執行ハンドブック」の改正
5	その他	研究会開催時の昼食弁当代について ・積算根拠が不明確なものがあった。 ・対象研究者の記入が望ましい。 (平成27年9月)	・積算根拠が明確になる資料を伝票に添付する。 ・対象研究者の提示は必ず行う。 →「大東文化大学科研費執行ハンドブック」の改正
6	事務処理	各種(謝金、旅費)申請書ならびに報告書について、提出期限が過ぎての申請が散見された。 (平成27年9月)	期限が過ぎているものを見つけた時点で、研究者へ注意喚起する。また申請書が提出された時点で、報告書の提出時期について声掛けを行う。
7	事務処理	事務の処理(訂正印漏れ等)や研究者の提出書類(宿泊先の記入漏れ等)に何点か不備が見られた。(平成26年9月)	記入漏のある教員を特定する。 記入漏れの多い教員に対しては、学部事務室へ書類を提出する前に学務課でチェックをする。
8	事務処理	「出張報告書」の金額訂正は、修正テープでなく消し線で訂正印が望ましい。(平成27年9月)	消し線および訂正印での訂正に改める。

4. 不正防止計画年間スケジュール

NO	実施項目	担当部署	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	「誓約書」の提出を義務化	研究者と関連部署	←→					←→						
2	コンプライアンス教育の義務化	学務課	←→											
3	研修会・説明会の実施	学務課			←→									
4	相談窓口の周知・受付	学務課	←→											
5	科研費ハンドブック及び様式の配布	学務課	←→											
6	リスクアプローチに基づいた内部監査の実施	監査室				←→								
7	事務発注による検収業務の効率化	学務課	←→											
8	発注者の責任と権限を明確化	研究者と学務課	←→											

5. 不正防止計画推進部署の構成員について

統括管理責任者に副学長を加えたことにより、平成 27 年度より不正防止計画推進部署の構成員が副学長、学務局長、学務部となった。

(「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」 第6条ならびに第26条)

6. 作成・改訂

平成 25 年 9 月 1 日 「大東文化大学公的研究費不正防止計画」作成

平成 27 年 1 月 28 日 改訂

平成 28 年 3 月 2 日 改訂